



島根県報

平成20年 3月31日 (月)
号外 第 69 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

(都 市 計 画 課)

公布された条例等のあらまし

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第46号)

1 規則の概要

独立行政法人緑資源機構の解散及び独立行政法人森林総合研究所への業務の承継に伴う規定の整備 (第 9 条関係)

2 施行期日

平成20年 4月 1日から施行することとした。

規 則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則 (平成 4 年島根県規則第31号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号を次のように改める。

(1) 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

